8　配置販売業者は、その区域において第一項に規定する登録販売者としての業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

9　前三項の場合において、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

第七条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第八条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第九条　薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第一条による改正前の薬事法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）は、この省令の施行の際現にその店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　旧薬種商は、この省令の施行の際現に特定販売を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3　旧薬種商は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「平成二十一年改正前規則」という。）様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、新規則第百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

4　旧薬種商は、新規則第百五十九条の十九第一項第六号に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5　旧薬種商は、新規則第百五十九条の二十第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6　前二項の規定による届出は、平成二十一年改正前規則様式第六による届書を提出することによって行うものとする。

7　当該店舗において新たに特定販売を行おうとする場合にあっては、前項の届書に、新規則第百三十九条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

8　施行日から起算して三十日を経過する日までの間に生じた第五項に規定する事項に係る同項の規定の適用については、同項中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「あらかじめ」とあるのは「三十日以内に」とする。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の項を次のように改める。

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第十三条第一項の規定による帳簿の備付け
	第十三条第三項の規定による帳簿の保存
	第十四条第三項から第五項までの規定による書面の保存
	第七十六条第一項の規定による登録台帳の備付け
	第九十八条の二第三項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の二第四項第五号（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告及び記録の保存
	第九十八条の二第五項第二号（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告の保存
	第九十八条の二第六項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の二第七項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百四条の規定による記録、書類等の保存
	第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百三十条第三項の規定による帳簿の保存
	第百四十五条第一項の規定による帳簿の備付け
	第百四十五条第三項の規定による帳簿の保存
	第百四十六条第三項から第五項までの規定による書面の保存
	第百四十九条の四第一項の規定による帳簿の備付け
	第百四十九条の四第三項の規定による帳簿の保存
	第百四十九条の五第三項から第五項までの規定による書面の保存
	第百五十八条の三第一項の規定による帳簿の備付け
	第百五十八条の三第三項の規定による帳簿の保存
	第百五十八条の四第二項の規定による書面の保存
	第百六十四条第一項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け
	第百六十四条第三項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
	第百七十三条第三項の規定による書面の保存
	第百九十一条第三項第二号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の保存
	第百九十一条第四項第三号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の保存